

## 通所介護重要事項説明書

〈令和5年12月1日現在〉

### 1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0463-71-6416（9時30分～18時30分まで）

担当 木村 智美

※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

### 2. クローバーライフの概要

#### （1）名称と所在地及び併設サービス

名称	クローバーライフ
所在地	神奈川県平塚市東八幡2-4-8
介護保険事業所番号	1472004165
併設サービス	クローバー（訪問介護） 住宅型有料老人ホーム クローバーライフ平塚

#### （2）同センターの職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者 （単位1・2共通）	従業員及び業務の管理・指導等	1名常勤
生活相談員 （単位1・2共通）	デイサービス業務及び生活相談等	1名常勤（管理者兼務） 3名常勤（介護職員兼務）
看護職員（単位1）	健康管理等	1名常勤（機能訓練指導員兼務） 2名非常勤（機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員 （単位1）	機能訓練等	1名常勤（機能訓練指導員兼務） 2名非常勤（機能訓練指導員兼務）
機能訓練指導員 （単位2）	機能訓練等	1名常勤（機能訓練指導員兼務） 2名非常勤（機能訓練指導員兼務）

		務)
介護職員（単位 1)	デイサービス業務	3名常勤 10名非常勤
介護職員（単位 2)	デイサービス業務	3名常勤 10名非常勤

(3) 同センターの設備の概要

定員	25名 (一単位目：15名) (二単位目：10名)	静養室	2室
食堂兼機能訓練室	78.07㎡ (一単位目：47.04㎡) (二単位目：31.03㎡)	相談室	1室
浴室	1人浴槽1か所/1人リフト浴 槽1か所/機械浴1か所	送迎車	1台

(4) 営業時間及び事業実施地域

月曜～日曜	9時30分～18時30分
定休日	無し
サービス提供時間	10時40分～17時50分（単位1・2共通）
通常の事業実施地域	平塚市

3. サービス内容

サービス種別	内 容
入 浴	・利用者の状態に応じて、一般浴により入浴サービスを提供します。
食 事	・栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を計画的に提供します。
送 迎	・利用者の希望により、自宅から当施設まで専用車等で送迎を行います。
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
着替え・整容等	・入浴の際など着替えの援助が必要な場合は、適切に援助を行います。 ・入浴後には、整髪等を行います。
機能訓練	・生活リハビリの観点から、各種レクリエーションを通じて身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理と緊	・血圧、体温の測定を行い、健康状態を確認します。

急時の対応	・サービス提供中に、事故等が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡するとともに、応急手当、病院への搬送、救急車の手配等を行います。
相談及び援助	・利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

#### 4.料金（１）利用者負担金※1割負担（2割） [3割] 令和3年4月1日改定

通所介護 (通常規模)	介護報酬に係る費用 1割 (2割) [3割] 負担日額	基本額	要介護1	685円 (1,369円) [2,054円]
			要介護2	808円 (1,615円) [2,424円]
			要介護3	937円 (1,873円) [2,809円]
			要介護4	1,064円 (2,128円) [3,192円]
			要介護5	1,194円 (2,386円) [3,580円]
		加算	入浴介助加算	40単位
		減算	個別機能訓練加算Ⅰ	56単位
		(単位)	同一建物減算	－94単位
		食費		昼食210円 夕食420円
		おむつ代		1枚 100円
サービス実施地域を超える場合の交通費		通常の送迎地域を超えた分について 1kmにつき 20円		

※計算上、1～2円の差が発生することもあります。

※処遇改善加算（Ⅰ）として加算率5.9%が上記ご利用合計額に含まれています。

#### （２）支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、27日に銀行口座振替にてお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

#### 5. サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

## (2) サービス利用の中止

- ① 利用者がサービスを中止する場合には、すみやかに所定の連絡先にご連絡下さい。 連絡先：0463-71-6416
- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。

## (3) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ・ お客様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用出来ない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## 6. 当デイサービスの特徴等

## 運営の方針

1. 利用される方の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活全般にわたる援助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 心身の状況やその環境に応じて、利用される方の意向を尊重し、適切なサービスが効率的に提供されるよう配慮して行うとともに、居宅介護支援事業者及び、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

## 7. 緊急時の対応方法

- ①サービス利用中に利用者の病症等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡（契約書別紙参照）する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないこととします。
- ②サービス実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従う事とします。

## 8. サービス内容に関する苦情

### ① 当センターご利用者相談・苦情担当

管理者： 木村 智美

電話 0463-71-6416

### ② 政機関、その他苦情受付機関

平塚市役所	電話	0463-23-1111（代表）
		0463-21-8790(介護保険課・直通)
神奈川県庁	電話	045-210-4840（介護保険課）
神奈川県国民健康保険団体連合会	電話	045-329-3447
		0570-022110（苦情専用）

## 9. 事故発生時の対応

### ①実際に事故が起きた場合

- ・市町村、家族、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所への連絡を行うなど必要な措置を講じる。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

## ②事故になるのを未然に防ぐ

- ・事故原因を解明し、再発防止のために対策を講じる。
- ・事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）  
及び現状を放置しておく介護事故に結び付く可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる。

以上、サービス提供中の緊急時において容体の変化があった場合には事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅事業所へ速やかに連絡致します。

## 1 0. 非常災害対策

非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおりおこなうとともに必要な設備を整えます。

防火責任者：管理者

防災訓練：年 1 回

避難訓練：年 2 回

通報訓練：年 1 回

## 1 1. 衛生管理及び従事者等の健康管理等

①備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意します。

②従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得につとめるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとします。

## 1 2. その他運営についての留意事項

①従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。

一 採用時研修 採用後 2 カ月以内

二 継続研修 年 2 回以上

②当センターは、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用に際しての覚書に明記します。

## 1 3. 当社の概要

名称	株式会社クローバー
代表者役職・氏名	代表取締役 黒崎 寿雄
所在地	神奈川県平塚市馬入本町13-11

令和      年      月      日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

株式会社クローバー  
〒254-0024 神奈川県平塚市馬入本町13-11  
説明者： クローバーライフ 管理者 木村 智美

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護について重要事項の説明をうけ承諾しました。

利用者 住所

氏名

印

(代理人／御家族) 住所

氏名

印

(代筆者) 住所

氏名

印

<代筆理由>